

**南薩地域振興局移転に伴う跡地活用に関する民間資金等活用事業調査委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、南薩地域振興局移転に伴う跡地活用に関する民間資金等活用事業調査委託における契約候補者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 業務名

南薩地域振興局移転に伴う跡地活用に関する民間資金等活用事業調査委託

(2) 本業務の内容

別紙「南薩地域振興局移転に伴う跡地活用に関する民間資金等活用事業調査仕様書」のとおりとする。

ただし、契約時の仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて変更する場合がある。

(3) プロポーザル（企画競争入札）の内容

本業務に係る企画提案書の提出及びプレゼンテーションによる審査

(4) 提案上限額

12,991,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、当該年度の予算額をしめしたものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(5) 契約期間

本業務委託契約の締結日から令和9年3月23日（火）まで

3 参加資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度南さつま市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 参加表明書（様式1）提出時、本市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 九州内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (5) 過去10年間に、地方公共団体が発注するPPP／PFI手法における民間資金等活用事業調査委託及びPFIアドバイザー業務又は同様の業務受託実績があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

- (7) 国税・都道府県税及び市税等の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する暴力団、暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。
- (9) 共同事業者として複数の法人が応募することもできるが、その場合は、次の事項に留意すること。
 - ①共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めること。契約候補者の選定後の協議は代表事業者と行うこととする。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。
 - ②共同事業者を構成する法人は、上記（2）～（8）については要件をすべて満たし、（1）については、共同事業者を構成する法人のいずれかが要件を満たし、かつ（1）の要件を満たす法人から 2 名以上が業務実施時に直接参加する業務実施体制を構築すること。
 - ③契約の締結にあたっては、代表事業者を契約の相手方とする。
 - ④同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできない。
 - ⑤代表事業者の出資比率は構成員中最大であること。また、構成員の最小出資比率は 2 者の場合 40%、3 者の場合 30% とする。
 - ⑥共同企業体協定書を提出すること。

4 実施スケジュール

	項目	日程
1	公募開始	令和 8 年 4 月 24 日（金）
2	参加表明書の提出締切	令和 8 年 5 月 8 日（金） 午後 5 時まで
3	質問受付期間	令和 8 年 5 月 11 日（月） 正午まで
4	質問回答期日	令和 8 年 5 月 14 日（木）
5	参加申込書及び企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 26 日（火） 正午まで
6	一次審査結果通知	令和 8 年 5 月 27 日（水） 午後 4 時頃

7	選定委員会（プレゼンテーション実施）	令和8年6月1日（月） 午後1時30分から
8	審査結果通知・公表	令和8年6月9日（火）
9	契約締結	令和8年6月10日（水）

5 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は令和8年5月8日（金）午後5時までに参加表明書（様式1）を電子メールにて提出すること。

件名は、『参加表明』跡地活用プロポーザル』とすること。

※本表明書は、参加予定事業者を事前に把握するとともに、質問に対する回答を参加予定事業者へ送付するために提出するものである。

6 質問の受付及び回答

（1）質問受付期限

令和8年5月11日（月）正午まで

（2）質問方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メールにて送付すること。電話、来庁での質問には応じない。

（3）回答方法

個別回答は行わず、参加表明した全ての事業者（参加資格を満たす事業者に限る）に対し令和8年5月14日（木）にメールにて回答する。その際は、競争上の地位その他の正当な利害を害する恐れのあるものについては回答しないこととする。

7 参加申込書及び企画提案書の提出

質問書の回答をうけ参加を希望する者は次の必要書類の提出をすること。提出期限までに提出が無い場合は辞退したものとして取り扱う。

（1）提出書類

提出書類	内容・留意事項	様式	部数	
1	参加申込書	様式3	1	
2	企画提案書	企画提案書は A4、20 ページ以内（表紙、目次は別）、文字サイズ 10 ポイント以上	任意	10
3	参考見積書	合計金額だけでなく内訳も記入	任意	1
4	業務経歴書	業務の内容を証する資料を添付	様式4	10

5	業務実施体制	担当者の所有資格を有する資料を添付	様式5	10
6	会社概要	所在地、資本金、事業内容、社歴などが確認できるもの	任意	1
7	財務書類	貸借対照表、損益計算書、直近3年分	任意	1
8	税金の未納がない証明	○国税（法人税・消費税及び地方消費税） 税務署発行の「納税証明書その3の3」 ○市税・県税等（法人住民税、固定資産税等）		1
9	商業登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの		1

①提出書類の記入上の留意事項

(ア) 業務経歴書（様式4）

過去10年間において、地方公共団体が発注するPPP/PFI手法における民間資金等活用事業調査委託及びPFIアドバイザリー業務実績を5件以内で記入すること。

また、実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先すること。

なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し等、同種業務又は類似業務であることを正確に確認できる資料を参考資料として添付すること。

※同種業務：公的主体の施設整備に係る民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザリー業務実績のうち、平成28年4月1日以降に契約し、参加申込書提出日までに完了（全体計画の一部が完了でも可とする。）しているものを対象とする。

※類似業務：その他の民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザリー業務のうち、平成28年4月1日以降に契約し、参加申込書提出日までに完了（全体計画の一部が完了でも可とする。）しているものを対象とする。

(イ) 業務実施体制（様式5）

本委託を担当する管理技術者及び主任技術者について、次に従い記入すること。

a 資格

資格の種類は、本業務に関係があると思われる資格について記入すること。

b 業務実績

過去10年間の公的主体の施設整備に係る民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザリー業務実績を5件以内で記入すること。実績が複数ある場合は以下の順で記入する。

ア) 同種業務

イ) 同種業務の件数が5件に満たない場合は、次に類似業務

ウ) 上記②においてなお、5件に満たない場合はその他の業務

同種及び類似業務の対象は、前記「①(ア)業務履歴書」に記載の「同種業務」及び「類似業務」による。

(2) 提出期限

令和8年5月26日(火)正午まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は当日までに必着)

(4) 提出場所

南さつま市総合政策課政策推進係

8 一次審査方法及び審査基準

参加申込書を提出した者のうち二次審査に係る提案者を選定するため、事務局にて別紙「一次審査基準」に基づき審査を行い、提案者を3者選定する。

また、提案者が3者以内の場合は、参加申し込みのあった者全てでプロポーザルを実施する。審査結果は参加申込書(様式3)に記載のメールアドレス宛に通知する。

9 二次審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

プレゼンテーションにより、プロポーザル選定委員会にて、別紙「二次審査基準」に基づき審査を行い、最高点の提案者を契約候補者とする。一次審査結果は考慮しない。

また、提案者が1者であっても二次審査を実施し、一定基準(配点の合計が6割以上)を満たしている場合は、その1者を契約候補者として選定する。審査については非公開とする。

(2) 同点の場合

同点の者がいる場合は委員の多数決をもって決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者の選定後に本市ホームページにて公表する。

また、審査結果に対する異議申立は受理しない。

(4) プロポーザル選定委員会(プレゼンテーション)

審査日時: 令和8年6月1日(月)午後1時30分開始

審査場所: 南さつま市役所(予定)

実施方法：対面

出席者数：3名以内

所要時間：1者あたり30分（パソコン設置など準備含）

（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

また、必要な機器は提案者で準備し、本市ではスクリーンと延長コードのみ準備する。

10 契約

契約候補者と契約締結の交渉を行い、随意契約に係る手続きを行うものとする。

ただし、当該交渉が不調の時は、上記9の審査結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

11 その他

- (1) 提出書類の返却は行わない。
- (2) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類の差替え及び再提出は提出期限後には認めない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (6) 本市から提供した資料を本プロポーザルの目的以外に使用することは認めない。

12 担当課及び連絡（書類提出）先

南さつま市総務企画部総合政策課政策推進係

鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地

TEL:0993-76-1506（直通）

Email: e_seisaku@city.minamisatsuma.lg.jp